日中一時支援事業の実施に関する手引き

１　サービスの内容

　　障害者等の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援及び一時的な休息の取得を目的として、創作的活動、日常生活訓練、社会適応能力を高めるためのサービスを実施します。

サービスは刈谷市が指定した日中一時支援事業提供事業所が実施します。

２　対象者

日中において一時的に監護する者がいない小学生以上で下記のいずれかに該当する人

（１）身体障害児・者

（２）知的障害児・者

（３）精神障害児・者

（４）難病患者

※障害者手帳を所持していなくても、自立支援医療受給者証や医師の診断書等の支給対象となる障害や疾病があることを証する書類により、支給対象とします。

３　利用者に対する支給決定の手続き

原則として支給の申請は、本人または主たる介護者が市役所に来庁して行っていただきます。申請にあたっては本人または主たる介護者に対して障害の程度や生活状況等を聞き取らしていただき、その内容を勘案して支給決定及び受給者証の交付をします。

　　支給決定を受けた利用者は本市から指定を受けた事業者と契約を行い、事業者が利用者からの要請に応じて、受給者証を確認した上でサービスの提供を行います。

４　実施にあたっての注意事項

（１）障害福祉サービスの生活介護、児童通所支援の放課後等デイサービス及び介護保険サービスにおける通所介護によって、日中一時支援と同内容、同時間帯の対応ができる場合には、障害福祉サービス、児童通所支援や介護保険サービスを利用してください。

生活介護及び放課後等デイサービスの事業所が近隣にない場合や支給量が不足している場合等は、障害福祉サービスや児童通所支援を補足・代替するために日中一時支援を利用できますが、介護保険サービスの限度額を超える場合であっても、介護保険サービスの通所介護を補足・代替するための利用はできません。

（２）以下の場合が主な日中一時支援の利用可能なケースです。

　　　　・介護者が就労、傷病等により監護できない場合

　　　　・介護者がその家族の介護、通院のために監護できない場合

　　　　・介護者が介護疲れによる休息を必要とする場合

　　　　・介助者がその他の特別な事由により、監護できない場合

（３）親等の主たる介助者が不在などのやむを得ない事由があれば、生活介護や放課後等デイサービス等の日中活動系サービスと同一日に利用することは可能です。ただし、日中活動系サービスと同一の敷地内、隣接及び近接する施設での利用、または同一の指導員、生活支援員等による支援である場合は認められません。

（４）送迎実施の場合は、利用者の状態を鑑みて必要に応じて、運転手以外の支援員（人員に関する基準に示す従業員）を添乗させ、利用者の安全を確保してください。

送迎中の時間はサービス提供時間に含まれません。また、日中一時支援の事業所までの送迎のために移動支援を利用することはできません。

５　利用者負担額

|  |  |
| --- | --- |
| 利用者 | 負担上限額（月額） |
| 生活保護世帯の人 | ０円 |
| 市民税非課税世帯の人 | ０円 |
| 世帯員の市民税所得割額の合計が２８万円未満の居宅で生活する１８歳未満の人 | ４,６００円 |
| 本人及び配偶者の市民税所得割額の合計が１６万円未満の居宅で生活する１８歳以上の人 | ９,３００円 |
| 上記以外の人 | ３７,２００円 |

６　報酬単価

　　サービスの提供に要する費用を算定する基準額は、次に掲げる表のとおりです。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 区分Ａ | 区分Ｂ |
| １回 | ３,０００円 | ４,０００円 |
| ２回 | ６,０００円 | ７,７５０円 |
| ３回 | ８,０００円 | １０,２５０円 |
| 送迎加算 | 片道５４０円 |

※利用者の障害の程度等により報酬区分が区分Ａと区分Ｂに分かれています。

※３０分以上の利用から請求できます。また、同日に時間を分けて２度に渡り日中一時支援を利用した場合、合計時間により回数を決定します。

　　　　例）午前に９時から１１時まで、午後に１５時から１６時まで利用した場合

　　　２時間＋１時間＝３時間　区分は１回として申請